

お車の売却・廃車する時は、解約のお手続きが必要です。

※東京海上日動火災保険(株)・トータルアシスト自動車保険をご契約のお客様向けのご案内です。

〈お手続きの流れ〉

- ▼STEP1: お車の売却日・廃車日が決まりましたら、事前にご連絡ください。
後日ご連絡をいただいても、遡っての解約はできませんので、最短でお申し出いただいた日付での解約となります。
- ▼STEP2: 郵送またはメールにて解約書類のご署名・ご提出をいただきます。

〈等級の中断制度について〉

お車の売却・廃車等や海外渡航により自動車保険を解約・更新停止する場合、等級の中断制度をご利用いただけます。

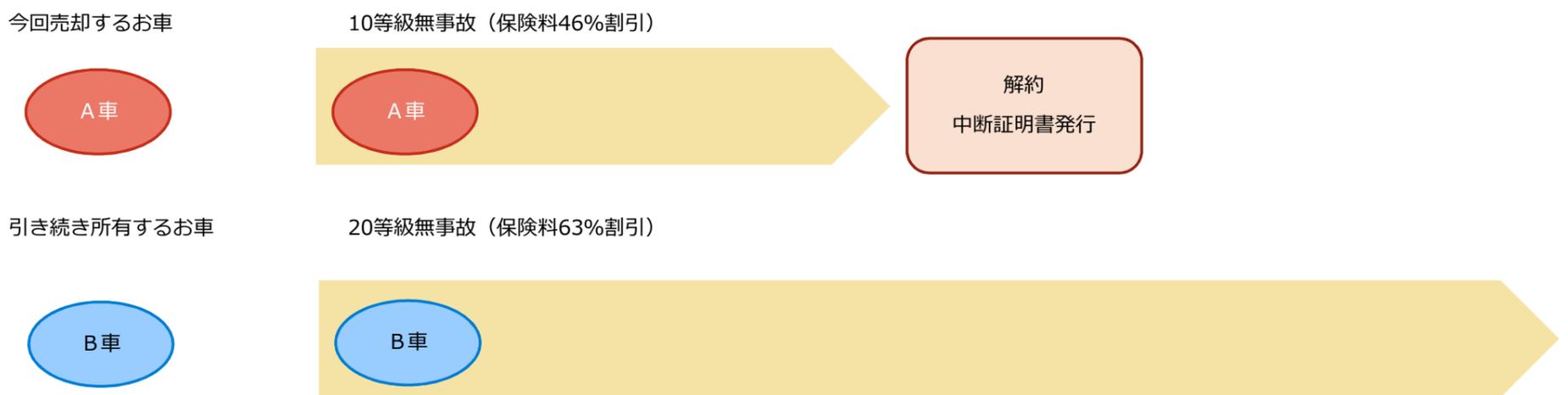
※中断後の新たな契約に適用する等級が7等級以上となる場合に限りです。

- ▼STEP1: ご契約の解約日・満期日から5年以内に中断証明書の発行をご依頼ください。
通常は、解約のお手続き時にあわせてご案内いたします。
- ▼STEP2: 中断証明書の発行依頼書をご提出ください。
通常は、解約書類とあわせてご提出いただけます。
- ▼STEP3: 保険会社から中断証明書が郵送にて届きます。
- ▼STEP4: 中断証明書の有効期限内（解約日・満期日から10年）に新たにお車を購入された場合、解約時の等級から自動車保険を再開できます。

〈自動車保険を複数台ご契約の場合〉

手放したお車のご契約と残ったお車のご契約の等級を入れ替える「減車入替」により、自動車保険の保険料を抑えることができます。

◇ケース①：売却するお車のご契約を単純に解約するパターン



◇ケース②：残ったお車のご契約と入れ替えて解約するパターン

